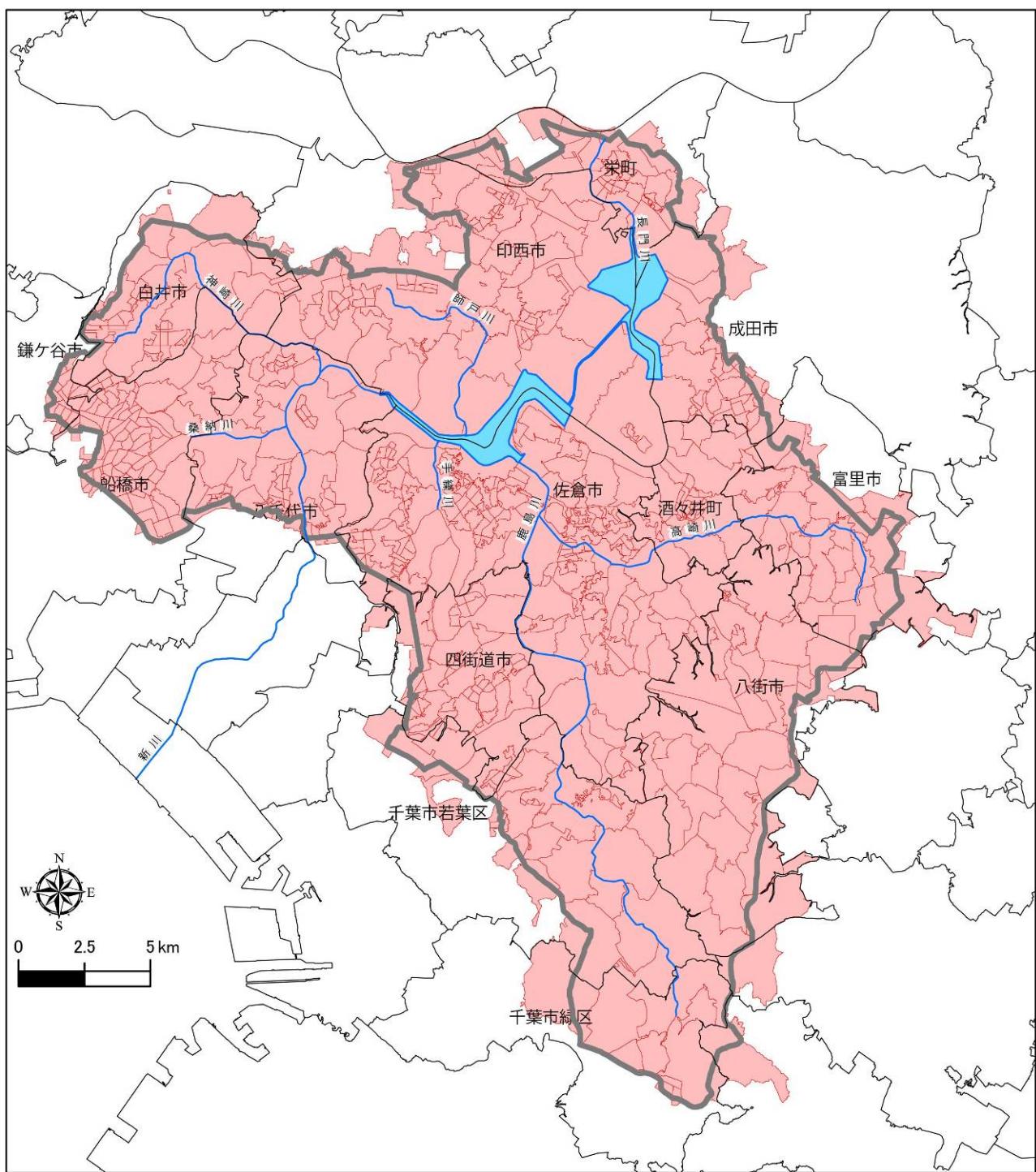


参考資料編

1. 本ルール適用住所の算出方法.....	P11
2. 浸透施設設置禁止区域の事例.....	P12
(1) 国・県・社団法人.....	P12
1) 国土交通省.....	P12
2) 東京都.....	P13
3) 社団法人 雨水貯留浸透技術協会.....	P14
(2) 流域市町.....	P15
1) 千葉市.....	P15
2) 船橋市.....	P15
3) 佐倉市.....	P15
4) 鎌ヶ谷市.....	P16
5) 八千代市.....	P17
(3) その他.....	P18
1) 市川市.....	P18
2) 我孫子市.....	P18
3) 小金井市.....	P19
4) 川崎市.....	P20

1. 本ルール適用住所の算出方法

- ①2005（平成17）年度の国勢調査データを使用しました。
- ②印旛沼流域界（事務局作成）と重なる①の住所地を抽出しました。（下図の赤塗）
- ③上記②を各市町で修正したものを別表1（本ルールの適用範囲）としました。



凡例
印旛沼水域
主要河川
流域界
市町村界(印旛沼周辺)
(仮称)印旛沼ルール 適用範囲

2. 浸透施設設置禁止区域の事例

浸透施設設置禁止区域の参考として各自治体の設定状況を紹介します。

(1) 国・県・社団法人

1) 国土交通省

法令等名称：雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案） 平成 22 年 4 月

国土交通省 都市・地域整備局 下水道部

国土交通省 河川局 治水課

指定状況：浸透適地・不適地の判断目安が出されている。

(2) 設置対象区域（浸透適地）の設定

雨水浸透施設は、地下水の位置、表層土壤の透水性、斜面崩壊及び地下水汚染の誘発等により、その設置対象区域が限定されていることから、浸透可能な区域を設定して設置する。

浸透適地・不適地を判断する目安の例を表 4-2 に示す。また、地方公共団体または総合治水特定河川流域で、浸透能力マップが作成されている場合はこれを活用する。

表 4-2 浸透適地・不適地の判断の目安（例）

判断条件	内 容
地形・地質	適 地：台地・段丘・扇状地・自然堤防・丘陵地等 不適地：沖積低地・盛土等人工改変地・切土面・地滑り防止区域・急傾斜崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等
土質	透水性の良くない土質は避ける。 土壤の飽和透水係数が 10^{-7} m/sec より小さい場合は不適。 間隙率が 10%以下の場合は不適。 粒度分布で粘土分が 40%以上の場合は不適。
地下水位	地下水位の高い地域は、浸透能力が減少するので不適。 地下水位と浸透施設底面との距離が 0.5m 以上必要。
周辺環境への影響	土壤汚染区域で、浸透によって汚染物質の拡散、汚染の予想される区域は除外。

2) 東京都

法令等名称：東京都雨水貯留・浸透施設技術指針 平成 21（2009）年 2 月

東京都総合治水対策協議会

指定状況：浸透施設の設計で、設置に関する留意事項が示されている。

(3) 浸透施設の設計

3-1 一般

浸透施設の計画においては用地の地形・地質条件からみて不適地および規制地は避けること。また施設の機能劣化をもたらす目詰まり防止のため、原則として屋根上の雨水を集水して処理することとし、土砂を含む恐れのある地表上の雨水排水や生活排水の流入を避けること。さらに、ゴミ除けのためのフィルターの設置や土砂の除去等の維持・管理には十分留意する必要がある。また、施設の配置上近傍の建物等の既設構造物や地下埋設物に対し支障のないようかつ、のり面、擁壁等の構造物の安全性を損なうことがないよう留意する。

（解説）

- ・浸透施設は相互干渉するので、1.5m 以上離して設置する。
- ・盛土地形の場合には浸透施設は現地盤高以下に設置する。
- ・浸透施設の設置場所は建物等への影響を考慮して、基礎から 30cm 以上あるいは浸透施設の掘削深に相当する距離を離して設置する。又、地下埋設物がある場合には地下埋設物から原則として 30cm 以上離して設置する。（図 3.3.1）

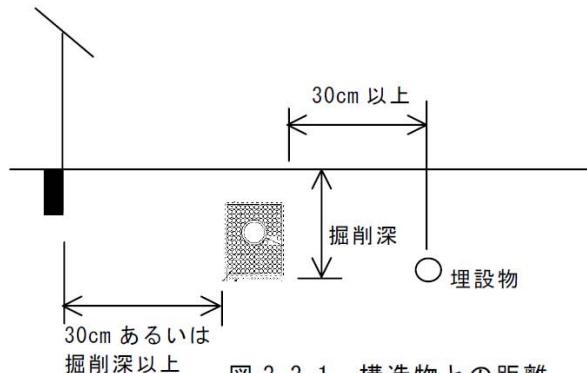


図 3.3.1 構造物との距離

- ・雨水浸透により、現状の法面や擁壁の安全性が損なわれるような場所、すなわち図 3.3.2 に示すような傾斜地近傍箇所には浸透施設の設置を禁止する。

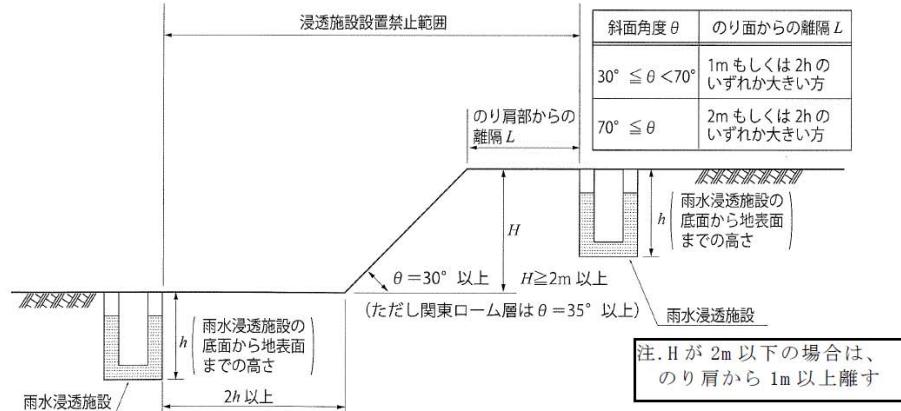


図 3.3.2 傾斜地近傍箇所

3) 社団法人 雨水貯留浸透技術協会

法令等名称：戸建住宅における雨水貯留浸透施設設置マニュアル 平成18年3月

指定状況：斜面近傍の浸透施設設置禁止範囲を指定している。

○斜面近傍の浸透施設設置禁止範囲

浸透施設の設置によってのり面崩壊を引き起こす恐れのある下記の地域は浸透施設設置の不適地である。

- ・切土面で第三紀砂泥岩
- ・法令指定地（急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等）
- ・ハザードマップ（地すべり・土石流・斜面崩壊危険地域図等）に記載された土砂災害危険箇所

また、上記の不適地以外であっても次に掲げる地域の斜面近傍に浸透施設を設置する場合は、浸透施設設置に伴う雨水浸透を考慮した斜面の安定性について事前に十分な検討を実施し、浸透施設設置の可否を判断するものとする。

- ・人工改変地
- ・切土斜面（特に不透水層を含む互層地盤の場合や地層傾斜等に注意する）とその周辺
- ・盛土地盤の端部斜面部分（擁壁等設置箇所も含む）とその周辺

斜面の近傍部における浸透施設設置禁止範囲の目安を図-15に示す。この目安は、斜面高Hが2m以上且つ斜面角度 $\theta = 30^\circ$ 以上（関東ロームは $\theta = 35^\circ$ 以上）の場合に適用する。なお、斜面高が2m以下の場合は、のり肩部から1m以上離すことを目安とする。

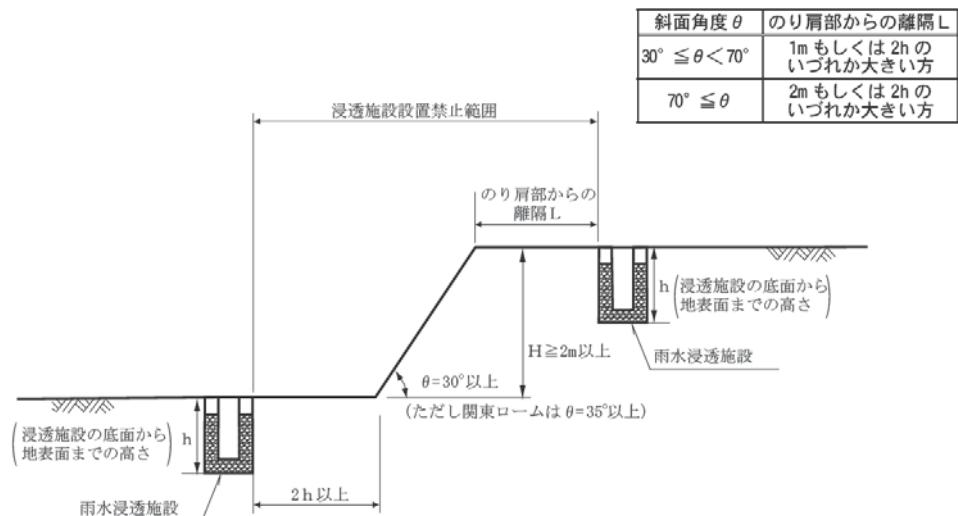


図-15 斜面近傍における浸透施設設置禁止範囲の目安